

高第1046号
令和3年1月14日

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者
各介護保険施設運営法人代表者
各老人福祉法関係施設運営法人代表者
(いずれも岐阜市所管の施設等を含む。)

} 様

岐阜県健康福祉部長

新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態対策」について

この度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域として岐阜県に緊急事態宣言が発令され、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部において「緊急事態対策」（令和3年1月14日）が示されたところです。

については、令和3年1月14日から2月7日までの間、県内の介護サービス事業所等におかれましては、福祉施設における対策として、先の「非常事態緊急対策」（令和3年1月9日）に引続き、感染拡大防止の徹底をお願いいたします。

なお、緊急事態宣言後の介護サービス事業所等の対応につきましては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止対策を前提として利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが求められており、サービスの継続等に当たっては、別添「介護サービス事業所によるサービス継続について（その2）」（令和3年1月7日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡）等により対応いただきますようお願いいたします。

<添付資料>

- ・「緊急事態対策」（令和3年1月14日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部）
- ・「介護サービス事業所によるサービス継続について（その2）」（令和3年1月7日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡）[介護保険最新情報 Vol.908]

岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係			
係長	田中	担当	多治見・各務
TEL	058-272-1111 内線 2600		
FAX	058-278-2639		